

○議案第 1 号

運営審議会委員の任命について

地方税法第 784 条第 3 項の規定により、地方税共同機構運営審議会の委員に次の者を任命する。

氏 名	任 期	役 職
はなわ 埴 しんいち 伸一	令和 2 年 4 月 1 日 ～令和 3 年 3 月 31 日	茨城県総務部 税務課長